

「歩きたばこ」は市の条例で禁止されています！

■問い合わせ：環境対策課環境保全グループ☎内線 424

当市では、ごみのポイ捨てや犬のふんの放置に加え、歩きたばこの禁止などを盛り込んだ「龍ヶ崎市歩きたばこ・ポイ捨て等禁止条例」を平成 23 年 5 月 30 日から施行しています。この条例は市民の健康を保護するとともに、良好な都市環境の形成に寄与することを目的に、公共の場所（道路・公園など）での禁止行為などを規定しています。

主な禁止行為（公共の場所）

- ① 歩きながら、または自転車に乗りながらたばこを吸うこと
※その場に立ち止まってたばこを吸う行為は対象になりませんが、喫煙禁止区域内での喫煙（指定喫煙所を除く）は、立ち止まっても条例違反になります
- ② 空き缶や吸い殻などをポイ捨てること
- ③ 飼い犬のふんを放置すること



JR 佐貫駅前広場（東口・西口）と竜ヶ崎駅前広場は、喫煙禁止区域です

喫煙禁止区域内での喫煙（指定喫煙所を除く）は、**2,000 円の過料**が科せられます。



JR 佐貫駅西口の指定喫煙所が移動しました

「28 国補佐貫地区雨水貯留施設整備工事」施工に伴い、指定喫煙所を移設しました。移設期間は、1 年程度を見込んでいます。平成 30 年 3 月頃までの間、仮設喫煙所をご利用ください。

『龍ヶ崎市かたらい広場』をご利用ください

■問い合わせ：広報広聴課広報広聴グループ☎内線 370



市長との懇談会を行いませんか？

「市民活動日本一」を目指す当市では、市民の皆さんとの協働による魅力あるまちづくりを推進するため、『龍ヶ崎市かたらい広場（市長との懇談会）』を実施しています。市民の皆さんと身近な問題（教育・福祉・環境などまちづくり全般）について膝を交えて意見を交換し、行政経営に反映させていきます。皆さんのご利用をお待ちしています。

かたらい広場って？

かたらい広場では、市民の皆さんの声（ご意見やご提案など）を直接お聞きするとともに、市政情報も併せてお届けすることで、情報の共有と相互理解を深めます。「広聴と広報」「働きかけと対応」の双方向性を大切にしています。

対象者は？

市内に在住・在勤・在学する 5 人以上のグループが対象です。ただし、特定の政党・宗教を支持、またはこれに反することを目的とする団体でないこと、および営利を目的とする団体でないことが条件です。

申し込み方法は？

教育や福祉・環境・都市計画などのまちづくり全般について、具体的なテーマを決めてお申し込みください。懇談を希望する 1 カ月前からお申し込みいただけます。懇談会は市長室または市役所内の会議室を会場に、おおむね 60 分程度を予定しています。実施日や時間・テーマなど具体的な内容は、申し込み時に調整させていただきます。

